

○厚木愛甲環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

(平成22年3月31日)
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木愛甲環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成22年組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(縦覧者の遵守事項)

第2条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 調査書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反する者に対し、調査書の縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第3条 条例第6条第2項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、平成22年3月31日から施行する。